



高木 教夫

一、国民健康保険の資格証明書交付の際の特別の事情について 二、国保法第一条の(目的)解釈について

国保の資格証明書交付時の特別の事情について

問 一年以上滞納していても、国保法第九条三項では、特別の事情があると認められた時は、交付から除外されるとなっているが、本町ではどのような基準でもって対処しているのか。

答 国保税を一年以上滞納して、災害・その他政令で定める「特別の事情」が有ると認められる場合を除き、資格証明書の交付を行なっている。

問 特別の事情で、世帯主がその財産につき災害を受けた場合、盗難にあつた場合の対処について

答 過去の事例からは、一定の届け出を受けた中での内容によって判断をしている。

問 世帯主が、又その者と世帯を一つにする親族が病气や負傷をした場合入院・通院の期間等の基準の判断はどの様になっているのか。

答 過去形と言ふ表示の中で期間と言ふものでなく

事実確認が取れたという扱いのもとで資格証明書交付の除外の対象とする。

問 各号類する事由とは他にどのような事由があるのか。

答 社会保険から、国保に加入した方、失業その他これに類する事実があれば交付をしない様に積極的に、その事由は見て行くと言ふ立場で運用をしている。

問 滞納者に対して資格証明書・短期保険証交付の際、理解できる説明が必要であり、今日まで資格証明書交付時に行なつて来た、面談はどの様な説明で持つて対処してきたのか。

答 滞納者には、滞納の初期段階から、文書だけでなく、電話での督促や戸別訪問等の方法によりできる限り接触を図り制度の説明を行い対処しているが、滞納の事情等申し出の無いものには、やむを得ず、資格証明書の交付をしている。

国保法第一条(目的)解釈について

問 国民健康保険法第一条(目的)には、国保事業の健全な運営を確保し、持つて社会保障及び国民保険の向上に寄与する事を目的とする」と明記され、お金を払ったが、払わなかったかによって「医療の給付」を制限されるものではなく、「生存権を具

体化した制度であり、社会保障として付与されている」と解釈をしなければならぬと思われ、国保法第一条の解釈を本町はどの様な所見で持つて判断しているのかをお尋ね致します。

答 制度上医療給付費の財源の約五〇%を加入者の保険で賄う為に、全ての被保険者が一律に社会保障としての医療給付が受けられるものではない、又被保険者負担の公平性・国保事業の健全運営を確保する為、一定の医療給付制限は、やむを得ないものと考えている。

一般質問



山本 光晴

生涯学習センターの利活用 読書の推進について

問 今年は国民読書年である。

読書は、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにする源泉である。図書館は、地域の文化のバロメーターである。

利活用の方策は？

答 子どもたちを対象に毎月第一、第三土曜日に絵本の読み聞かせを実施し紙芝居やしおりづくりなどを取り入れたお楽しみ会を年2回開催している。中高生、一般向けに図書だよりにより本の紹介などをしている。

問 図書室の開館時間の延長と管理システムのたのめ、Cタグの導入は？

答 一度週1回7時まで延長した経緯があるが、効果がのぞめず5時にしている。ICタグは導入に高額な費用がかかるため職員で対応する。

問 家族みんなで読書を楽しむ「家読」を普及する考えはないか？

答 広報等を通じて読書の大切さを伝えていく。

「家読」のすすめ

本を読む習慣を家族全員で持つ
親子のコミュニケーションを深めるためにまちの図書館を利用して「家読」を実践しませんか。

子どもたちが考えた

「うちどく(家読)」の約束

- 家族で同じ本を読もう!
- 読んだ本で話そう!
- 感想ノートをつくらう!
- 自分のペースで読もう!
- 家庭文庫をつくらう!